

平成18年第3回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第2日目)

平成18年9月21日(木曜日)

午前10時00分開議

- 第7 議案第49号 農業用排水施設整備基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第8 議案第53号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第46号 平成18年度訓子府町一般会計補正予算(第3号)について
- 第10 議案第47号 平成18年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第11 議案第48号 平成18年度訓子府町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第12 議案第50号 訓子府町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第51号 訓子府町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第52号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第54号 財産の取得について
- 第16 議案第57号 農業用施設災害復旧事業の施行について
- 第17 認定第1号 平成17年度訓子府町各会計決算の認定について
- 第19 請願第4号 2007年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める請願書

追加日程

- 意見書案第8号 2007年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める要望意見書
- 意見書案第9号 雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書
- 第20 報告第6号 出納検査結果報告について
- 第21 議員の派遣について

出席議員（14名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
5番	松浦	啓博	君	6番	大坪	勝廣	君
7番	柴田	喜八	君	8番	小坂	正利	君
9番	上原	豊茂	君	10番	高橋	徳男	君
11番	佐藤	静基	君	12番	小林	一甫	君
13番	渡邊	易右工門	君	14番	橋本	憲治	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	深見	定雄	君
助	役	宮川	伊三男	君
総務課	長	山田	日出夫	君
企画財政課	長	佐藤	正好	君
町民課	長	山川	栄二	君
福祉保健課	長	佐藤	純一	君
福祉保健課業務監		三好	寿一郎	君
農林商工課	長	山内	啓伸	君
建設課	長	竹村	治実	君
水道課	長	竹村	治実	君
施設車両課	長	小田	藤夫	君
教育	長	小野	茂	君
管理課	長	平塚	晴康	君
社会教育課	長	佐藤	明美	君
給食センター所長		石森	修	君
社会教育課業務監		上野	敏夫	君
教育委員	長	白崎	隆誠	君
農業委員会	長	鳥山	勝見	君
監査委員		四十物	義雄	君
農業委員会事務局	長	菅野	宏	君
出納室	長	菊池	一春	君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	小野	良次	君
議会事務局	係長	今田	和則	君

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠を報告いたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、田古選挙管理委員長から欠席の報告が出ております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、今日もちょっと温度が上がリそうなので、場内の皆さん、もし暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

議案第49号、議案第53号、議案第46号、議案第47号、議案第48号

議長（柴田喜八君） これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第49号、議案第53号、議案第46号、議案第47号、議案第48号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第49号の質疑を許します。17ページになります。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようですので、議案第49号の質疑を終了いたします。

次に、議案第53号の質疑を許します。25ページになります。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようですので、議案第53号の質疑を終了いたします。

次に、議案第46号の質疑を許します。1ページ、一般会計になります。

4番、山本朝英君。

4番（山本朝英君） ちょっと5ページの歳出の関係なのですが、中学校の体育館のアスベストの関係ちょっと話しておりました。これ今までは1%だったのが0.1%になったというようなことで、中学校の体育館のアスベストの検査もするということだと思っておりますが、これ訓子府のいわゆるそういった施設の中で中学校の体育館だけなのか、当初そのアスベストの問題があったときに多少あるよというような話があったのか、その点も含めてお伺いをしたいのと。例えば、この基準に合わなかった場合に、中学校の体育館もそのアスベストの関係取り組まなければならないのか、その点をお伺いしたいと思います。だとすれば予算も含めて、0.1%を越えるほかの施設はほかにないと思うのですが、あれば伺いたいと。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 本年度、経過観測ということで、5施設の飛散調査を実施しております。5施設につきましては、すでに今年対策を行った訓子府小学校の食堂、それから訓子府中学校の体育館、それから公民館、改善センター、スポーツセンターの5施設でございますけれども、この中で分析結果で1%未満の規制対象の物質が検査でわかったというのが、訓子府中学校とそれからスポーツセンターでございます。訓子府中学校については、飛散量については少ないですけれども、規制のクリソタイルが検出されたということ

で、それとスポーツセンターについて検査分析では同じくクリソタイルの規制の対象のものが検出されましたけども、これはアリーナ部分ではなくて北口の点検口のところで、今年もアリーナで飛散調査を実施してはいますが飛散ゼロということでございます。

ほかの公民館、改善センターにつきましては、規制の物質が検出されておられません。それと飛散調査でも非常に低い数字でございます。先ほどもご質問ありました訓子府中学校につきましては、1%以下のクリソタイルが検出されていますので、今後の9月1日以降0.1%というふうに基準が拡大されたものですから、今後、もし0.1%以上の含有が認められるということになると、対策を講じていかなければならないというふうに考えております。

まだ、対応の金額等については、まだそこまで進めておりませんので、今後ということになると思います。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

12番、小林一甫君。

12番（小林一甫君） 5ページ、一般管理費の委託料でお伺いしたいと思います。

職員の研修業務ということでありまして、これは中身についてはまちづくりセミナーのためということでありまして、これ具体的な検討が進んでいるのであれば、中身をお知らせいただきたいと思っております。

次、6ページの16になりますか、地域生活支援事業の委託料であります。13節です。これは手話通訳の関係だと思っておりますけれども、現在当町において手話通訳が必要であるというような人は何名おられるのか、数字を上げていただきたい。

次、同じく6ページの老人福祉費の9節、旅費についてであります。この中身については、受講に必要な経費ということでありまして、この実行場所はどこになるのか、何名ぐらい受講するのかお伺いをいたします。

次に、7ページ、消防費の節で13節であります。委託料です。気管挿管ということでありまして、どのぐらいの期間受講するのか、また何名受講するのかお伺いをいたします。

以上であります。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） お答えいたします。

まず、5ページの一番上になりますけれども、職員の管理研修事業の内容についてというお尋ねがございました。今回の研修につきましては、係長職の質の向上と処理能力の向上を目指しまして、政策形成セミナーということで、政策を形成していくプロセスだとかをグループ討議やグループの作業を通じて勉強しようということがねらいでございます。期日は、10月5日・6日を予定してございます。

それと、一番最後にお尋ねのありました7ページの今度一番下段になります。消防業務の気管挿管研修の委託料ということでお尋ねがありました。気管挿管の資格を取るためには2つのステップがございまして、1つは講習を62時間以上受けるということが1つと、もう1つは今回の対象になります指定病院、この地域で言いますと北見赤十字病院になるので、そこで気管挿管の対象になる患者さんの承諾を得ながら、30症例の成

功をするというのが条件でございます。大体この30症例というのは、大体2ヵ月ぐらいかかると言われておりまして、今回訓子府町から1名参加するわけですが、11月から12月にかけての2ヵ月間で受けたいということで考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 6ページの地域生活支援事業の中のコミュニケーション支援事業についてのお尋ねでございます。この手話通訳の利用者でございますけれども、潜在的と言うか、まだほかにもいるのかも知れないのですが、通常はこの制度利用しているのは1名だったというふうに記憶をしております。

それから老人福祉費の旅費でございますけれども、これにつきましては介護保険制度改正によります介護支援専門員研修体系の見直しということで、介護支援専門員の現任研修を義務づけられたということで、地域包括支援センターに配置されます職員2名を予定しておりまして、会場についてはまだ決定されていないということがありまして、この予算上では旭川市と札幌市で予定をして計上させていただいております。

議長（柴田喜八君） ほかにどうぞ。

5番、松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） 先ほどちょっと小林議員からも質問があったのですが、4ページの道補助であります19節、雑入の関係なのですが、その中に地域づくり研修会開催支援金30万円、職員のまちづくりセミナー助成金として30万円と。その関係が5ページの中に総務費の委託料で、まちづくり研修費という形で30万円が一部入っているわけですが、先般、懇談会がありまして、その懇談会の中で説明をしておりました職員でつくっているまちづくり検討委員会と確か言ったと思うのですが、その関係とこの研修費は関連があるのかないのかお伺いをしたいと思いますけど。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま4ページの雑入の關係の職員まちづくりセミナー助成金の関連でご質問をいただきました。

実は、まちづくり懇談会の中でお話ししておりました職員の中での検討会と言うか、会議なのですけども、それにつきましては、ふるさと銀河線の跡地利用等検討会議ということで、これとは全く別のものでございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

2番、安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） 6ページの先ほど質疑がありました地域生活支援事業に関わっての手話通訳の關係なのですけども、本町にその手話通訳を委託していると言いますか、また既存におられると言いますか、そういう方がおられるのかお伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 手話通訳の委託先でございますけれども、この9月までは制度上は道が実施しているということで、本町で特に派遣をすとかそういうことはございませんでした。10月から町の事業に位置づけられたということで、今のところ北海道ろうあ連盟というところに委託をするという予定で進めております。

議長（柴田喜八君） ほかにどうぞ。

1 番、田中與土信君。

1 番（田中與土信君） それで今の話なのですが、これの予算見積はちょっとどんなふうになっているのか教えていただきたい。

それから、8 ページの社会教育費に関わって、成人教育の推進事業と高齢者教育の推進事業の2つの事業での講師謝礼の予算計上があるのですけれども、基本的にはこの2つの講師をお願いをする教育の目標と言いますか、テーマと言いますかについてちょっと聞きたいのですが、今の訓子府のその時世と言うか、状況と言いますか、そういうのと照らしてみ合っているのかどうか、どんな選定したのか教えていただきたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 手話通訳の予算の計上方法でございますけれども、委託先が先ほど申し上げましたように、社団法人北海道ろうあ連盟ということで、ここでは基本通訳料としまして6万8,000円、基本額が6万8,000円で半年分の2分の1で3万4,000円。それから旅費を10回分計上させていただいております、北見から5回分、網走から5回分ということで、先ほどの基本通訳料の3万4,000円を合わせまして、全部で6万5,000円ということでご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 社会教育課長。

社会教育課長（佐藤明美君） 8 ページの成人教育及び高齢者教育の目的という部分であろうかと思っておりますけれども、この成人教育につきましては、ある程度助成という部分がありますので、補助という部分ありますので、ある程度行う事業が限定されるという部分ありますけれども、一応それに多少こじつけると言うか、うちの思っている目的の方向性に持ってくる部分で、まちづくりに関する内容の講座を開こうという部分でございます。

そして、もう1つの高齢者の部分につきましては、若返り学級の公開講座ということ、もちろん一般の方も出ていただくこととなりますけれども、それにつきましてはある程度具体的決まっております、穂別町の実は老人の方々がミュージカルを開いて映画を作ったという例がございますけれども、その方々を4人ほど呼びまして、その成り立ちから町の活性化につながるまでの内容を聞こうという部分。特にこれは老人がどのようにして、町の活性化に貢献と言いますか、担ったかという部分のこの内容を一般の方も含めて聞いていただくという目的でございます。

議長（柴田喜八君） ほかにどうぞ。ご質問ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質問がないようなので、議案第46号の質疑を終了いたします。

次に、議案第47号の質疑を許します。ございませんか。

5 番、松浦啓博君。

5 番（松浦啓博君） 説明聞いていたのですが、なかなかちょっと理解できない部分があったのでちょっと再度聞きたいのですが、11ページの歳入の中に共同事業交付金の中の2目に保険財政共同安定化事業交付金というのが、新しい事業として今回補助金がきているわけですが、この仕組み、この安定化事業の仕組みなのですが、どういう形の仕組みになっているのか、ちょっと説明で理解できなかった部分があるので、もうちょっと詳しくお願いしたいのですが。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 11ページの共同事業交付金の中の保険財政共同安定化事業交付金についての質問でございますけれども、予算説明のときにも申し上げましたけども、非常に保険財政各市町村厳しいという状況がございまして、市町村間の保険料の平準化あるいは財政の安定化を図るということで、今回新たに創設された事業でございまして、1人の医療費が30万円以上のものをすべて対象にして、これは町村からそれに30万円以上の医療費の部分を国保連合会のほうに想定される金額を一度納めるのです。それを全体の事業費として連合会のほうで押さえまして、実際に市町村でかかった医療費に応じて、その分を今度町のほうにまたバックアップするということになります。だから、5,000万円ちょっとの予算を計上しておりますけども、実際には医療費の実態に応じて少ない場合もあれば、多くなることはないですね。ちょんちょんになるか、少なくなるかという状況だと思います。1町村だけでは非常に運営が厳しいものですから、お互いに助け合うと言いますか、共同事業ということでこの制度が発足したということでご理解をいただければと思います。

議長（柴田喜八君） ほかに。

松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） この関係は、その例えば高額医療費ありますよね。高額医療費、例えば入院したよ、ちょっと大きな手術したとか、そういったときの高額医療費、100万円なら100万円かかったよと、例えばね。通常ならたぶんそうだろうと思うのだけでも、1回立替払い病院側にして、あとから高額医療費の部分を還付してもらうというのが今までの通例だったと思うのだけど、今ちょっと制度変わったかどうかわかりませんが、以前はそういうようなやり方をしていたのですけど、そういった仮に場合に保険と言うか、高額医療分のやつもこの中の対象分に入るということになるのですか。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 高額医療費の共同事業というのは、別な形で今までも制度化されておりまして内容は全く同じなのですが、高額医療費の分と今回の保険財政共同安定化事業とは別な動きをしますけども、中身は同じような形で運営をされていくということでございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

4番、山本朝英君。

4番（山本朝英君） ちょっと参考にしてお聞きするのですが、11ページの出産育児一時金の関係で、予算がずいぶん少ないような感じ、母子手帳が出ているからたぶん問題がないと思うのですけれども、そんな感じがするのと、これ10月1日以降というような話でしたから、もう何名もないのかなというような感じするのですが、参考に今年の出産、生まれる人数がわかれば含めてお聞きしたい。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） これは国民健康保険の対象者ということになりますので、全町ではありませんので、国民健康保険に加入している世帯の出産ということになりますので、全体では予算では20名ほど計上しておりますが、今回30万円から35万円になることによりまして、これは10月1日からの施行になりますので、10月1日以降出産される方が4名ということで計上させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと

思います。

4番（山本朝英君） 出生数はどのぐらいになります。もうわかっているよね。母子手帳出ているよね。

町民課長（山川栄二君） 国保に加入されている方の出産ということではなくてですか。全体ではちょっと把握しきれないのですけども、申し訳ございません。

議長（柴田喜八君） 1番、田中與土信君。

1番（田中與土信君） 先ほど、松浦議員さんから質疑のあった保険財政共同安定化事業の交付金の関係なのですけども、これは予算計上の上では入りと出と両方同額計上されている。実質そうなりますと、本来入ってくる分をそのほうに回して制度に乗せるというようなことだったのかどうかです。要するに、新たにはじまった事業ですから、そこら辺のその流れと言いますか、教えていただきたいのと。

あともう1つは、その今の国保の各自治体の会計でも予防を中心に一生懸命取り組んでいるところは、比較的その国保会計が健全だというふうにならずとずっと言われてきて、今もたぶんそうだと思うのです。そういうことから言いますと、全体的にその大変なところを応援する全体が、そうすると努力した結果がどこかに行ってしまうのかなという感じもしないでもないのですけども、そこら辺のその運営に関して、そこら辺がどんなふうの評価されてこの制度の中でその生かされているのか、参考までにちょっと聞きたいのです。でないと、どうも一生懸命努力ところが結果的にはバカ見るようなことになっているような制度だったら、努力しなくなるのではないかと思うのですけども、その点について伺いたい。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） まず、1点目の共同事業交付金につきましては、国保連合会のほうに拠出金を出しますので、国保連合会のほうからその額が入ってくるということでありまして、初年度ということもございまして実績ございませんので、一応歳入歳出同額で計上させていただきましたけども、万が一入りが少ないと言うか、拠出金の額が出したものよりも少なかった場合については、新たに都道府県からの調整交付金というのが今予定をされているということですので、出した分はなんとかカバーできるだろうという想定はしております。ですから、拠出金出した額が丸々、要するに医療費がもしかからなかった場合に、拠出金額のほうを上回ってしまうということが実際に想定されますけども、その部分については都道府県の調整交付金でカバーをしていただくという方向になっているようですので、ならば負担が増えるということにはならないのかなというふうには考えております。

議長（柴田喜八君） ほかに。

1番、田中與土信君。

1番（田中與土信君） 今回は初年度ということで、これだけの額を予算計上したと。この数字もただ漠然とした数字ではないと思うのです。前年の数字で30万円を超すものを全部拾い集めて、結果としてはこのぐらいの金額になるというようなその試算の結果、こういう数字が出たのかどうか参考までに聞かせてください。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 非常に30万円、前年の数字は当然参考にはさせていただきましたけども、拾い集めるのにかなり時間が要するというので、30万円以下の部分と

30万円以上、それから高額医療の分と分別しまして、おおよそ数字ではございますけれども、近い数字ではなかろうかというふうには思っております。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

質疑がないようですので、議案第47号の質疑を終了いたします。

次に、議案第48号の質疑を許します。13ページです。

1番、田中與土信君。

1番（田中與土信君） 今回その国庫負担金の割合が国が25%から20%になって、その部分はその道費で増額になると。結果としては、回りまわれば国が何らかの形で25%を出す仕組みとしては結果になるのかどうか、ちょっとそこら辺がよくわからないのです。この金のやり繰りの仕方。国は、何とか金を減らそうという意図はいろんな形で出ていますけれども、実際には単なるその末端のほうに押し付けてと言うか、負担を押し付けるといふ形だけなのか、それとも制度上は何らかの形で道5%分は、道が負担を増やすことになるけれども、その分を道に対応すると。そういう仕組みでこんなふうになっているのか、そこら辺ちょっとよくわかりませんが、教えていただけませんか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまのご質問でございますけれども、正直申し上げまして、国と道との関係というのか私どもでは正確にはちょっと把握してない部分もございますけれども、ただ今回の改正の理由ということで申し上げますと、国の三位一体改革に伴う施設等給付費に係る費用負担割合の見直しということで、都道府県交付金を廃止しまして、これと一体の措置として介護保険制度における施設給付費に係る国と都道府県の費用負担割合を見直すということであります。これは施設整備に関する都道府県の権限、財源を明確化することを踏まえた措置だというふうに言われておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようですので、議案第48号の質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。討論にあたっては議案番号を指定してから討論を願います。

まず、最初に各案に対する反対討論の発言を許します。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 次に、賛成討論の発言ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第49号、議案第53号、議案第46号、議案第47号、議案第48号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号、議案第53号、議案第46号、議案第47号、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第54号、議案第57号

議長（柴田喜八君） これより提案理由の説明が終わっております議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第54号、議案第57号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第50号の質疑を行います。18ページになります。

5番、松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） ちょっとお聞きしたいのですが、今回のこの条例改正において、この主なものはその標準負担額というその表現の仕方なのですが、これをその食事療養標準負担額に変えると、改めるといことなのですが、この言葉の内容なのですが、表現の内容なのですが、今までは標準負担額という普通一般的な表現の仕方だったのですが、今度食事療養標準負担額という形に変えるということは、すなわち医療行為の一部として食事も考えるということなのか。そういうことによって、その表現の仕方を変えるということになってきたのか。その変える目的というか、その考え方をちょっとお伺いしたいのですが。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） これまでも標準負担額ということで項目。これは入院時の食事代ということで、自己負担分のことをいっているのですが、今回の法律改正によりまして、要するに食費と居住費が今回の法律の改正で負担してもらうことになるということで、名称を食料費の相当分を食事療養標準負担額と。それから、居住費のいわゆる居住費を負担する分を生活療養標準負担額ということで名称をそれぞれ分けて、今回改正をしたということでございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

1番、田中與土信君。

1番（田中與土信君） これ第7条の第1項第2号中の100分の20を100分の30にすると。これは要するに、所得でその一定の所得を基準に100分の30を負担してもらうよということになると思うのですが、この線引きはどこでやることになりませんか。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） これまでも100分の20ということで、一定以上の所得のある方については2割の負担ということで、自己負担があったわけでございますけれども、今回3割になりました。これは同一世帯の70歳以上の方で、課税所得が145万円以上ある方がいる場合、ただし世帯の70歳以上の方の収入の合計が2名以上の場合は520万円未満、それから1名の場合は383万円未満の方がこの一定以上の所得者ということになります。

議長（柴田喜八君） 田中與土信君。

1番（田中與土信君） そしたら参考までに聞きますけど、大体通常の公務員の定年退職だったらほとんど該当しますね。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 課税所得になりますので、課税所得ですから控除後になります145万円というのは。ということですから、先ほど申しあげましたように収入で言いますと、520万円、2人の場合年収で。1人の場合でも383万円ですから、公務員の方はほとんど該当にならないと思います、一般の方は。町長さんですとか、そういう年収の多い方は対象になると思いますけれども、町内でも人数はそれほど対象者は出てこないと思います。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

討論ございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第50号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号の質疑を行います。20ページです。ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

討論もございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第51号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号の質疑を行います。22ページです。ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。

討論もございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第52号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号の質疑を行います。26ページです。ございませんか。

12番、小林一甫君。

12番（小林一甫君） 何点かお伺いをしたいと思います。

今回かなり多額な費用でコンピュータ関係の機器を更新するということでありましてけれども、支払い方法はどのようになっているのかお伺いをいたしたい。それは中身と言いますか、この備荒資金組合で機器を持ってその機器を貸し出しする形になっているのか、町自体が金を直接払うのか、その辺はどうなっているのかお伺いをいたしたい。それと金利もどのようになるのか。

それと現在パソコン自体の充電時における火災発生がかなり件数があると聞いておりますけれども、それらの対応も含めて、どのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 支払いの方法ということで、お尋ねがまず1点目にありました。北海道市町村備荒資金を活用させていただく関係で、これは5年賦、5年間の年賦になってございます。従いまして、平成18年度わずかな期間からはじまりまして、平成19、20、21、22年度までの5年間になります。利率は0.6%元金均等で、均等式でございます。ちなみに今年度につきましては、利息の端数部分と言いますか、16万円程度でございますけれども、あと4年度においては1,450万円前後をほぼ同額で償還してまいります。

それと2点目ですけれども、システムの火災に対する備えということであったかと思っておりますけれども、パソコンシステムの火災の原因には大きく2つございまして、1つは落雷によるもの、それともう1つは機器が故障等しまして加熱したりして、自ら火を出すというようなことがあろうかと思っております。今回のこの入れ替えは、その後ろのほうの老朽化してきて故障がちになっているシステム全体を更新するというねらいもありますので、そういう意味から言えば、議員がご心配の火災の原因の一部に対処するようなことにもつながろうかと考えております。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） コンピュータについてはあまり詳しくないのですが、これ一つには何年くらい使ったものが今回こういうことになるのか。それから、これは機械ですから非常に新しいものが出るという可能性が考えられるのですが、将来的には金額が非常に大きいので、使えなくなればこれは更新になるでしょうけど、目安としては何年くらい使う予定でいるのでしょうか。その点伺いたしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 現在のシステムにつきましては、この庁舎が、ちょっと正確にはちょっと今把握していませんけれども、庁舎が建つと同時に導入されております。あと端末につきましては、何と申すのですか、時期を分けて入っているのです。それで本体のサーバ類はもう限度が、普通は5年と言われているのです、パソコンのシステム平均。それは当に過ぎていますし、当初説明したときにしましたけれども、一番心配なのはメー

カーのサポートが終わろうとしているのです。終わろうとしているというか、終わっているのです、すでに。それは置戸との合併協議があるので少し待ってくれと言って、無理を言って引き伸ばしてもらった経過がありまして、もうその状況が消えてしまいましたので、もういよいよ故障したらいきなりシステム全体がダウンしてしまうという、実は大きな状況にうちのシステムは立っているということでございます。今、導入させていただこうというシステムを基本的には5年と考えられておりますけども、経費節減の観点からこのシステムについてもできる限り大事に使っていきたいと考えております。

議長（柴田喜八君） 1番、田中與士信君。

1番（田中與士信君） これは印刷機と同じようにリースのシステムは制度としてはないのですか。それともしあるとすれば、例えばこういうことで一斉に更新をするということと、リースで対応をして時期がきたら更新してもらおうということと、どうなのでしょう。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） リースはどうかというご質問だと思いますけども、先ほど言いましたように、一般的に電算の機器は5年と言われておりまして、その5年を基本にリース料が決まるのです。リースという方法もあります。ところが、私どもはそれ以上長く使いますので、使っていますので、そして使いますので、リースという手法は取らない方がいいと考えております。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

討論ございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第54号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。午前11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

先ほどの議案第54号について、総務課長から補足説明がございます。

総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 大変申し訳ありません。補足説明ではなくて、訂正をさせていただきたいと思っております。

小林議員のご質問で年率と支払方法についてお尋ねがありましたときに、私錯誤してまいまして、当初予算の内容で説明してまいりました。正しくは、利率が0.6%ではな

くて0.9%でございます。

それと金額も今年度を除く来年度から約1,450万円ずつと言いましたけども、利息を入れて約1,000万円ずつでございます。合計、利息を入れまして、元金が3,874万5,000円に、利息79万9,835円を加えまして、償還総額は3,954万4,853円でございます。大変申し訳ありませんでした。訂正させていただきたいと思いません。

議長（柴田喜八君） それでは、次に議案第57号の質疑を行います。36ページです。ございませんか。ありませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

討論もございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論も終了いたします。

これより議案第57号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

認定第1号

議長（柴田喜八君） これより、提案理由の説明が終わっております認定第1号 平成17年度訓子府町各会計決算の認定についての質疑に入ります。

質疑については、各会計一括質問といたします。1人3回まで質疑が行えます。ご質疑ございませんか。ございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第1号につきましては、訓子府町議会運営基準に基づき、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いません。

審査期間については、議会の閉会中も審査を行うことができるものとし、議会が本案の審査終了後、議決するまで審査を行うことにいたしたいと思いません。また、地方自治法第98条に基づく検閲検査ができることにいたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

委員の選任については、訓子府町議会委員会条例第7条第1項の規定により、大坪勝廣君、山本朝英君、渡邊守彦君、小坂正利君、小林一甫君、橋本憲治君をそれぞれ指名いた

したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人の諸君を、決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

ここで10分間休憩をいたします。ただいま名前の言われた方は、委員会室にお集まりいただきます。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

議長(柴田喜八君) 休憩前に戻り会議を継続いたします。

休憩中に、決算審査特別委員会を開き、正副委員長が決定したので報告いたします。

委員長に大坪勝廣君、副委員長に橋本憲治君と決定いたしました。

なお、審査期間は平成18年11月1日の水曜日から11月7日の火曜日までの7日間といたしました。なお、3日、4日、5日は休会となります。

請願第4号

議長(柴田喜八君) 日程第19、請願第4号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。53ページになります。

小林一甫君。

12番(小林一甫君) 請願がまいっておりますので、私のほうからご説明をさせていただきます。朗読をもって説明にかえさせていただきますと思います。

常呂郡訓子府町議会議長、柴田喜八様。

2007年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める請願書。

2006年9月6日であります。日にちがそうっております。

紹介議員、訓子府町議会議員、小林一甫。

請願者、住所、訓子府町東町410、北教組網走支部訓子府支会支会長、井上秀子。

次のページに移らせていただきたいと思います。

(以下、請願書朗読、記載省略)

以上、ご説明を申し上げました。ご審議の上、ご採択いただきますようお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。ご質問ございませんか。ありませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本請願は、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第4号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は採決されました。

追加日程の議決

議長(柴田喜八君) お諮りいたします。

ただいま渡邊守彦君外5名から、意見書案第8号 2007年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める要望意見書の件が、高橋徳男君外6名から、意見書案第9号 雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第8号、意見書案第9号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

意見書案8号

議長(柴田喜八君) 意見書案第8号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

渡邊守彦君。

3番(渡邊守彦君) ただいま議長からお許しをいただきましたので、意見書案第8号についてご説明いたします。

意見書案第8号

2007年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費

国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年9月21日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員 渡邊守彦

議員 山本朝英

議員 田中與士信

議員 安藤義昭
議員 松浦啓博
議員 大坪勝廣

次のページをお開き願います。

2007年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費
国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める要望意見書

この要望意見書の内容につきましては、先ほど小林議員のほうから詳しく説明がされました。請願第4号と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年9月21日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

内閣総理大臣 様
文部科学大臣 様
総務大臣 様
金融経済財政政策担当大臣 様
財務大臣 様
北海道知事 様
北海道教育委員会委員長 様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。
議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論もございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これより意見書案第8号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第9号

議長（柴田喜八君） 次に、意見書案第9号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

高橋徳男君。

10番（高橋徳男君） お許しをいただきましたので、意見書案第9号を提出させていただきます。

この意見書案は、季節労働者の冬期雇用援護制度が来年3月末で廃止されるのに伴い、国がまとめた新たな雇用対策案は、北海道の地域実情を踏まえていないというような疑問視の声が出ております。対策案は、冬期間に事業主や労働者に支払われる冬期雇用安定奨

励金と冬期技能講習助成給付金を来年3月末で廃止し、代わりに通年雇用した事業主に賃金の一部を助成する通年雇用奨励金の給付条件を拡大する内容となっております。

これとは別に、国は失業中の季節労働者に給付する特例一時金の廃止も検討しているということでもあります。

北海道は、本州と違い冬場の工事が極端に少なく、地域の特殊事情を考慮して存続に取り組んでほしいとの要望をしているところがございます。道内の季節労働者は、全国の約6割にあたる約13万5,000人、半数以上が年収250万円以下で暮らしている。仮に、新たな制度のもとで通年雇用が進まず、特例一時金まで廃止されれば、1人当たり約30万円から40万円の減収を強いられることになっております。

本町においても、この影響を受ける人たちが多くことから、この意見書案を提出することにいたしました。それでは意見書第9号を提出させていただきます。

意見書案第9号

雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、
国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年9月21日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員 高橋徳男
議員 佐藤静基
議員 小坂正利
議員 上原豊茂
議員 小林一甫
議員 渡邊易右工門
議員 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、このあと朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開き願います。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年9月21日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

内閣総理大臣様
財務大臣様
厚生労働大臣様
国土交通大臣様
農林水産大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。
議長(柴田喜八君) これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論もございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これより意見書案第9号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

報告第6号

議長(柴田喜八君) 日程20、報告第6号を議題といたします。

職員をして報告を朗読させます。

議会事務局長(小野良次君) 議案書の55ページをお開き願いたいと思います。

報告第6号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成18年9月20日提出、訓子府町議会議長、柴田喜八。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成18年7月10日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成18年7月10日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

次のページの56ページ、57ページの表につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、58ページをお開き願いたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成18年8月10日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成18年8月10日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

次のページの59、60ページまでの表につきましては、先ほどと同様に説明を省略させていただきます。

それから後ほど配付しましたページ番号60-2、60-3、60-4というのをお開

き願いたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成18年9月13日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成18年9月13日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

次のページの60-3と60-4のページにつきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長(柴田喜八君) 以上のとおりであります。

この報告に対し、ご質疑を許します。質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 質疑を終了いたします。

以上で、本報告を終わります。

議員の派遣について

議長(柴田喜八君) 日程第21、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣については、別紙のとおり議員を派遣することにいたしたいと思います。61ページにあります。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

閉会の議決

議長(柴田喜八君) 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長(柴田喜八君) これにて平成18年第3回訓子府町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前 11時54分

以上、平成18年第3回定例町議会の会議録は小野事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員

署名議員